

基地等跡地対策特別委員会記録（速報版）

令和 7 年 9 月 1 0 日開催

付議事件

1 基地等跡地対策について

○前川浩子委員長 付議事件 1、基地等跡地対策についてを議題といたします。

本件について御報告をお願いします。お願いいたします。

○堀 宗生政策課基地跡地担当主幹 それでは、前回の基地等跡地対策特別委員会が令和 7 年 6 月 18 日に開催されましたので、それ以降の状況につきまして、お手元の資料に基づき、順次、ご説明させていただきます。

はじめに、1 の「調布基地跡地の状況」の「(1) 調布飛行場に係る動き」の「ア 調布飛行場の整備に関する検討」でございますが、前回の本特別委員会で、東京都が日程を調整中とお伝えした調布飛行場整備検討会につきましては、引き続き日程調整中と伺っております。今後の進捗状況につきましても、本特別委員会において適宜御報告してまいります。

続きまして、「イ 調布基地跡地関連事業推進協議会関係課長会」でございますが、本年 7 月 17 日及び 8 月 28 日に開催されましたので、その概要につきまして、当該課長会にて提示された資料を用いて御説明させていただきます。

恐れ入りますが、システム 2 ページの別紙 1 をお願いいたします。7 月 17 日の当該課長会では、東京都下水道局より本年度実施している野川下水処理区にかかる下水道施設の委託内容について説明がありました。前回の本特別委員会で御説明したとおり本年 3 月に改定された多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画、いわゆる流総計画により野川水再生センター計画が廃止となり、三鷹市東部処理区の流域下水道への編入が決まりました。

次に、システム 3 ページをお願いいたします。このことに伴い、今年度大きく 2 点、下水道局では委託検討を行うこととなり、その説明がございました。まず、「(1) 施設計画検討」では、アのポンプ所とイの流域下水道幹線について、検討するとのことであり、「(2) 概算費用、工期の検討」では、それらの整備に要する概算費用、工期、スケジュールを検討するとのことでございます。

最後に、この委託検討の工期は令和 8 年 3 月までとなっております。なお、この検討は東京都の下水道局が行うものですが、現段階で、本市が使用する暫定スポーツ施設の場所の活用を前提に検討するものではなく、様々な可能性を検討する委託である旨の説明を受けています。

7 月 17 日の当該課長会での説明は以上となります。流総計画改定に関する東京都からの照会に対しては、条件を付して了承すると回答しておりますので、その回答内容を東京都が着実に履行するよう、引き続き注視してまいります。

次にシステム 4 ページの別紙 2 をお願いいたします。続いて、8 月 28 日の当該課長会では、東京都都市整備局が実施している調布基地跡地に関する委託概要の説明及び調布市の調布基地跡地留保地の整備に関する取組について報告がありました。

まず、都市整備局の委託概要につきましては、本年 3 月に改定された流総計画により野川水再生センター計画が廃止になったことに伴い、その計画地の利活用等に関する調査・検討を実施するとのことでございます。内容としては、1 から 3 に記載の 3 つの観点から今後の土地の利活用について現状の土地利用の状況も踏まえて基礎的な調査・検討を行うとのことでございます。なお、3 に記載されている検討案につきましては、文章ベースで 3 案程度作成し、今後の東京都における検討の材料とする予定とのことで、

何か新たな利活用が決定するものではないとのことでございます。

最後に、契約期間は令和8年3月19日までとなっております。先ほども御説明いたしましたが、流総計画改定に関する東京都からの照会に対しては、本市は条件を付して了承すると回答しております。しかしながら、本市の回答に対して、東京都から明確な回答がないまま、このような委託が実施されることにつきましては、本市としては東京都に求めている流れではないと捉えております。また、下水道局、都市整備局とそれぞれが進める委託に関しては、都庁内の連携、情報の整理を強く申し入れるとともに、本市を含む地元3市との協議なく一方的な都の方針の策定となることは認められない旨を伝えております。今後も引き続き機会をとらえて、先ほども申し上げましたが、本市の回答内容を改めて東京都へ主張するとともに、回答内容を着実に履行するよう、引き続き注視してまいります。

次にシステム5ページをお願いいたします。5ページから10ページまでの内容について、調布市より報告がございました。具体的には、平成20年に調布市が留保地利用計画を策定していた調布基地跡地留保地について、今後、F C東京と協議・調整の上、施設整備を進めていくとのことで、利用計画で整理した機能を確保しつつ、F C東京の練習拠点を追加するとの報告がございました。なお、留保地取得に関する調布市と財務省との協議等は未了であるため、留保地取得は現時点では仮定である、と併せて報告がございました。8月28日の当該課長会での説明は以上となります。

恐れ入りますが、システム1ページにお戻りください。次に「(2) 都市整備用地に係る動き」の「東京都環境影響評価条例に基づく住民説明会等」でございしますが、東京都環境影響評価条例に基づきまして、本年6月27日金曜日と28日土曜日の2日間、府中市生涯学習センターにおいて、周辺住民を対象とした事業者による説明会が開催されました。1日目は49名、2日目は35名、計84名の参加がございまして、参加者からは、工事車両や来客車両の経路に対する要望や交通量の増加に伴う渋滞及び安全対策に対する意見のほか、営業時間に関する意見等があり、事業者からは、関係機関と協議のうえ、周辺環境に配慮しながら適切に計画を進めていくとの説明がございました。また、東京都環境局の依頼を受け、本年6月17日から7月16日までの30日間で環境政策課の窓口等において環境影響評価書案を縦覧し、同じく本年6月17日から7月31日までの45日間で評価書案に対する意見書を募っておりました。東京都に対して5件の意見書の提出があり、説明会での意見と同様、主に車両経路、交通渋滞及び営業時間に対する意見などがございました。また、併せて、東京都から本市に対しても意見照会がございましたので、大気汚染や騒音・振動への万全な対策の実施のほか、長期間にわたる事業であることから、周辺住民への十分な説明や情報提供などを求めると回答しているものでございます。今後は、評価書案についての意見などに対する見解書が事業者から東京都へ提出される予定でございます。

そのほか、府中市地域まちづくり条例に基づく手続につきましては、建築物等の計画について引き続き協議を進めている状況でございます。また、同条例に基づく造成工事に関する住民説明会が10月から11月頃に行われる予定となっております。なお、現地につきましては、埋蔵文化財の発掘調査が引き続き行われております。以上が、1の「調布基地跡地の状況」でございます。

続きまして、2の「府中基地跡地留保地の状況」における、「(1) 国の動き」の「ア 米軍通信施設等の解体」についてでございますが、防衛省が解体する通信鉄塔は、本年6月26日に契約が締結されております。当該鉄塔の解体工事につきましては、9月16日に現場での準備作業に着手する予定で、工事の支障となる樹木の伐採などを行った後、本格的な解体作業は11月下旬頃からとなる見通しとのことでございます。工事の周知につきましては、8月19日に近隣の自治会長への説明が終わり、27日に自治会内の約360戸へ工事案内の投函も終わったとのことでございます。また、当該鉄塔を解体するにあたり、生涯学習センターの東側の進入路を使用することから8月19日に生涯学習センター

へも工事概要の説明を実施したとのことでございます。なお、工事案内につきましては、自治会への投函と同日の27日に市ホームページにも掲載しております。

解体方法につきましては、大型クレーンを使用し、当該鉄塔上部からボルト結合部を外すことにより、つり下げ可能な大きさに解体し、さらに、地上に下ろした鉄骨を搬出可能な大きさに切断するとのことでございます。また、工事に際しての安全及び環境対策としましては、工事車両の出入り時に誘導員を配置し、安全運転の徹底を図るとともに、当該鉄塔の解体の際には、解体箇所を飛散防止シートで養生することにより、塗装片等の飛散を防止する対策を講じるとのことでございます。当該鉄塔の塗料には低濃度のPCBを含んでおりますが、解体工事とは別に、法令に基づき国が直接、処分業者と契約し、運搬・処分を行っていくとのことでございます。さらに、重機につきましては、低騒音型および排出ガス対策型の機種を使用し、周辺環境への影響を軽減するとのことでございます。加えて、事前の調査で工事区域内に希少な動植物の生息が確認できましたので、専門家の助言に基づき、適切な保護措置を講じるとのことでございます。

次に、財務省が解体するパラボラアンテナにつきましては、本年7月25日に工事入札の公告を行い、9月8日に契約が締結されております。なお、前回の本特別委員会で、パラボラアンテナの塗料にも低濃度のPCBと鉛が使われていたことを御報告させていただきましたが、低濃度のPCBが検出されたのは西側の1基のみであったと追加の報告をいただきました。また、鉛については、鉛中毒予防規則等の関係法令を遵守し、解体作業を進めるとのことでございます。今年度、2基の解体工事を進めていきますが、低濃度のPCBを含んだ西側のパラボラアンテナの運搬・処分につきましては、防衛省の通信鉄塔と同様に解体工事とは別に、法令に基づき国が直接、処分業者と契約することとでございます。つきましては、西側のパラボラアンテナだけ、処分業者との契約のタイミングによっては、解体後留保地内に飛散防止策を実施した上で、一時的に仮置きし、運搬・処分を実施していく予定とのことでございます。パラボラアンテナの近隣への周知や具体的な解体方法につきましては、今後詳細な調整を実施することとなりますので、引き続き情報共有及び情報収集に努めてまいります。

次に「イ 国有財産関東地方審議会」でございますが、前回の本特別委員会で御了承いただきました府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画に基づき、新設幹線道路部分と美術館通りの歩道拡幅部分の土地処分に向けて本年6月25日に財務省関東財務局長へ取得等要望書を提出いたしました。このことを受けて、関東財務局が当該審議会に諮問を行うもので、9月4日に開催され、本市に対し、市道として無償貸付けすることを適当と認める旨の答申がなされたとのことでございます。

次に「ウ 航空自衛隊府中基地に関する令和8年度概算要求の主要事業」につきまして、防衛省から情報提供がございましたので、御報告いたします。

システム11ページの別紙3をお願いいたします。はじめに、「宇宙作戦集団（仮称）の新編」についてでございますが、令和8年度には、将官（空将）を指揮官とする宇宙領域専門部隊として宇宙作戦集団（仮称）に新編するとのことでございます。

次に、「施設整備」につきましては、宇宙組織態勢整備に伴い必要な庁舎及び隊舎整備に係る工事等を実施予定であり、これを含め府中基地における施設整備に係る経費として約50億円を計上しているとのことでございます。

システム12ページをお願いいたします。最後に、「府中基地の定員」につきましては、宇宙作戦集団（仮称）の新編に伴い約180名増員し、航空開発実験集団を改編することにより約90名減員し、令和8年度末には前年度比約100名増員の約1,390名となる予定とのことでございます。これらの動きにつきましては、引き続き事業の進捗に応じて、情報提供を求めてまいりたいと考えております。以上が国の動きでございます。

恐れ入りますが、システム1ページに再度、お戻りください。

次に、「(2) 市の動き」における、「ア 府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画の提出」及び先ほど御説明いたしました「イ 取得等要望書の提出」につきま

しては、どちらも本年6月25日に財務省関東財務局長へ提出いたしました。なお、提出した府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画につきましては、前回の本特別委員会で御了承いただいた内容から変更はございません。

恐れ入りますが、システム13ページの別紙4をお願いいたします。こちらの道路計画の概要は、国有財産関東地方審議会で無償貸付することを適当と認める旨の答申がなされた新設幹線道路及び美術館通り歩道拡幅部分の計画概要となります。

はじめに1の「新設幹線道路」ですが、延長約480メートル、幅員18メートル、面積約8,600平方メートルとなっております。なお、今回の第4回市議会定例会で道路線の認定議案として上程させていただく予定の幅員につきましては、「幅員18メートル」と記載してある右側、括弧書きの「認定時は12.45メートルから18メートル」の幅員で提出をさせていただきたいと考えております。

認定幅員が「12.45メートルから18メートル」となる理由につきましては、恐れ入りますが、「3 案内図」を御覧ください。今回計画している新設幹線道路は案内図中央の2本斜線で示している部分となります。この新設幹線道路は、南側の平和通りとつながる計画としていることから、平和の森公園の一部と重複する部分が生じますが、都市計画公園である平和の森公園に重ねて道路法の認定をかけることができません。そのため、第4回市議会定例会で上程させていただく予定の道路線の認定議案としては、2本斜線で示しているとおり平和の森公園との重複部を除いた範囲となり、そのため、幅員は「12.45メートルから18メートル」となります。なお、当該重複部につきましては、今後、都市計画公園から除く変更手続きを行ったのち、最終的には区域変更手続きを行い、新設幹線道路の幅員は全区間で18メートルとなります。

次に「1 新設幹線道路」を再度、御覧ください。新設幹線道路の断面構成ですが、標準断面図に記載のとおり、歩行者の有効幅員として3.5メートル以上を確保し、横断抑止柵の設置と部分的に植栽ますを設けた片側4メートルの歩道とします。なお、二つ目の米印に記載のとおり、植栽ますがある部分につきましては、有効幅員は3.0メートル以上を確保します。車道につきましては、自転車の通行空間を確保した片側5メートルを計画しております。

次に2の「美術館通り歩道拡幅部」につきましては、延長約290メートル、拡幅部の幅員約2メートル、拡幅部の面積が約620平方メートルとなっております。美術館通りの歩道拡幅の断面構成ですが、標準断面図のとおり、現状、有効幅員が約1.5メートルしかないところを、右側に記載のとおり、約2メートルの歩道拡幅を行い、有効幅員として3.5メートル以上確保する計画としております。なお、美術館通り歩道拡幅部の整備範囲ですが、「3 案内図」を再度、御覧ください。西側の小金井街道との交差点から、今回整備予定の新設幹線道路までとなっております。

次に、システム14ページの別紙5をお願いいたします。こちらは計画地に整備予定の市道と公園の処分条件等に関する資料でございまして、計画図と財務省の処分条件に関する通達を抜粋し、財産区分を追記した表を載せています。1の「計画図」でございしますが、二本線で記している①は、新設幹線道路及び美術館通りの歩道拡幅部分からなる道路部分となり、太い一点破線で囲った②は公園部分を示したものとなります。

次に2の「国の処分条件等」でございしますが、①の道路部分につきましては、国の通達では、都道府県道及び市町村道となり、処分条件が譲与又は無償貸付けとなっていることから、無償貸付けとなります。なお、道路整備が完了し、供用開始後に譲与となります。財産区分につきましては、無償貸付期間中は国の財産ですが、譲与されれば本市の財産となります。

次に、②の公園部分につきましては、国の通達の「(1) 緑地」「(2) 公園」となるよう財務省と調整をしており、この場合の処分条件は「処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い」となります。財産区分につきましては、無償貸付け部となる3分の2は国の財産のままとなり、時価売払い部となる3分

の1は本市の財産となります。なお、②の公園部分につきましては、全体を公園として利用し、公園の敷地内に体育館を整備するという利用計画を本年6月25日に財務省へ提出しています。そのため、先ほど申し上げたとおり財務省とは公園として土地処分するよう調整をしておりますが、米印にあるとおり、財務省が一部体育館用地として処分する場合には、体育館部分は時価からその4割を減額した対価による売払いにて処分することになります。引き続き、財務省に対して公園として処分するよう調整を実施してまいります。

次に再度、1の「計画図」を御覧ください。体育館につきましては、今回取得する公園、平和の森公園及び生涯学習センターの敷地をまたがるように破線の円で示している辺りを想定しております。なお、財務省から「無償貸付中の公園財産における利用形態が、体育館を含む公園施設の施設管理者が優先的に日程を確保した上で、特定のものが営業を目的として、年間を通じて30日以上、当該公園施設を興行として使用するとき」は、「催しが実際に行われている期間に限り、時価による貸付料を徴するもの」という通達が出ている旨の話がありました。当該通達によると条件によってはプロスポーツなどの興行を年間30日以上行くと貸付料が生じることとなります。現時点で、どこの部分が無償貸付けとなるか未定ではありますが、破線の円で示しているうち、斜線で示している部分が無償貸付となる場合、条件によっては貸付料が生じる可能性があることが判明しましたので、事業を進める上で、十分な注意を払う必要があるものと考えております。

恐れ入りますが、システム15ページの参考1をお願いいたします。こちらは、ただいま御説明させていただきました国の通達となります。

次に、システム17ページをお願いいたします。こちらが処分の相手方が地方公共団体の場合の表でございまして、表の左から2列目「A（施設）」に記載の各施設において、表の一番右側「C（処分条件）」のとおり、システム17ページから20ページにかけて、施設区分ごとの処分条件が定められております。

恐れ入りますが、システム1ページに再度、お戻り願います。次にウの「府中基地跡地留保地ニュース第15号の発行」でございまして。

恐れ入りますが、システム25ページの参考2をお願いいたします。こちらは「府中基地跡地留保地ニュース第15号」といたしまして、9月中に公表を予定しているものでございます。当該留保地ニュースの表面では、本年5月に改定した「府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画」の概要とパブリックコメント手続の実施結果の報告をしております。

次に、システム26ページをお願いいたします。こちらは留保地ニュースの裏面となりますが、本年第1回市議会定例会の本特別委員会で御報告させていただきました令和8年度末の供用開始を目指している「美術館通りの北側歩道の一部拡幅」と、前回の本特別委員会で御報告させていただきました「今後の整備スケジュール」につきまして、市民へ周知するものでございます。なお、当該留保地ニュースにつきましては、本特別委員会終了後、市ホームページでの掲載や各文化センター、生涯学習センター等の公共施設で配架する予定でございまして。

恐れ入りますが、システム1ページに再度、お戻り願います。エの「今後の予定」でございまして、新設幹線道路につきましては、本年第4回市議会定例会で道路線の認定議案として上程させていただく予定でございまして。また、美術館通りの歩道拡幅につきましては、今年度中に樹木の伐採工事を実施する予定としておりますので、既存の美術館通りの区域変更及び財務省との無償貸付契約完了後、速やかに現場着手するため、財務省や関係部署と調整を進め、オオタカの非営業期間中に伐採工事を行ってまいりたいと考えております。

以上が2の「府中基地跡地留保地の状況」でございまして。

続きまして、3の「法務省関連施設に係る動き」についてでございますが、前回の報

告以降、特段国の動きはございません。法務省関連施設につきましては、引き続き国へ処分に向けた手続を進めるよう働きかけるとともに国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上で、「基地等跡地対策について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○前川浩子委員長 説明はおわりました。